

大阪市立野田中学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「一人ひとりの個性を尊重し、自らに誇りを持ち、生きる力を備えた心豊かな人間」育成のために「大阪市立野田中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の点をあげる。

- ① 学校の教育活動全体を通じて「いじめは決して許されないことである」という認識のもと、道徳や総合の時間などを利用し、情報モラル教育を含む人権学習（いじめ防止学習）を実施する。
- ② 定期的なアンケート調査や教育相談を実施する。
- ③ 校内（休み時間や昼食時、放課後など）での生徒の様子を見守り、些細な変化に気づき、その情報を確実に共有し速やかに対応できる体制を整える。
- ④ 日頃から、地域、保護者との関係を密にし、家庭での様子や通学時の様子などを共有できる体制を整える。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 全教職員の共通認識のもと、授業規律（チャイム着席の習慣と「学ぶ姿勢」の育成）の確保に努める。

- ② 年間3回、相互授業参観週間を実施し、教員相互の研鑽の機会を設けるとともに、他学年を含めた生徒観察の機会とする
- ③ 習熟度別少人数授業・TT（ティームティーチング）を行い、生徒一人ひとりの実態に即した授業を行う。

(2) 自己有用感を高めるために

- ① 体育大会、文化発表会などの学校行事や日常の学級活動・委員会活動で、生徒一人ひとりが自主的、意欲的に活動できる場を設ける。
- ② 生徒会や学代常任委員会の活動を、生徒が自主的に運営できるように指導していくとともに、集団をまとめるリーダーを育てる。
- ③ 地域との合同防災訓練や清掃活動などを通して、地域や社会とのつながりを実感させる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ① 道徳の授業で命の大切さや他人を思いやる気持ちを育成する。
- ② 正しい言葉を使い、人を傷つけたり差別的な言葉を許さない指導を継続して行う。
- ③ 情報モラル教育については、外部から講師を招くなど、教材等を工夫して啓発に努め、生徒はもちろん、保護者、教職員においても理解を深める。
- ④ 5月の大型連休明けに「いじめについて考える日」及び「いのちについて考える日」を設定し、全校集会で校長講話とともに、生徒会の「いじめ問題撲滅宣言」を再確認する。続けて、道徳の時間を利用し、「いじめの防止」や「いのちの大切さ」について考えを深める。また、総合等の時間を利用するなど、学年や学級で仲間づくりや他者理解についてなどの取り組みを行う。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 学年を越えた情報交換を行い、全教職員で全校生徒を見守るように心がける。
- ② 1人1台端末を利用した、毎朝の「心の天気」への入力や、月に一回「いじめアンケート」を実施する。また、スクールライフノートの相談申告機能を使い、いじめや問題行動の早期発見に努める。
- ③ 年に3回、教育相談期間を設け、それらを基に学級担任と生徒の個別面談を実施し、いじめや問題行動の早期発見に努める。
- ③ 養護教諭やスクールカウンセラーとの連携やいじめ相談窓口の周知を行う。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒保護を最優先とし、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめ事案を把握した場合、学級担任⇒学年主任⇒生活指導部⇒管理職へ速やかに報告する。
- ② いじめの事実が確認された場合は、臨時に「いじめ不登校対策委員会」を開催し、情報を共有するとともに対応について協議する。その後、毎月開催している定例の「いじめ不登校対策委員会」にて指導経過を報告する。
- ③ 被害生徒に対しては
 - ・ 事実関係の聞き取りと家庭訪問などによる保護者への連絡を迅速に行う。
 - ・ 被害生徒のケアを十分に行い安心して登校できるように全職員で見守っていく。
 - ・ 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを活用し、生徒の心のケアを行う。
- ④ 加害生徒に対しては
 - ・ 事実関係の聞き取りと保護者への連絡を迅速に行う。
 - ・ 状況に応じて、一定期間別室などで学習を行わせる措置を講じる。
 - ・ 犯罪行為として取り扱われる事案については、教育委員会、警察などの関係諸機関と連携して対処する。
- ⑤ 特にネット上のいじめ事案に対しては、事案に関する情報を可能な限り収集・保管するとともに、必要であれば専門機関より助言を受けながら対処する。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 名称、構成

「いじめ不登校対策委員会」とし、校長、教頭、生徒指導主事、各学年生活指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成される。

※事案に応じて担任・部活動顧問などを加える。

② 役割

- ・ いじめ防止基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・ いじめ事案に関する情報や、生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・ いじめ事案が発生した際には、臨時の会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導及び支援の方針の決定、保護者との連携を行う。
- ・ 校内研修会を行う。

(2) 年間計画

【学習活動】

- ・ 5月の大型連休明けに「いじめについて考える日」及び「いのちについて考える日」を設定し、「いじめ防止」や「いのちの大切さ」についての意識を高める。
- ・ 総合等の時間を利用するなど、情報モラル教育を含めた人権学習に取り組む。

【調査等】

- ・ いじめアンケート調査 年10回（5～7月、9～3月）
- ・ 教育相談による生徒からの聞き取り調査 年3回（5月・11月・2月）

【教職員研修等】

- ・ 生徒指導研修会（5月）
- ・ 区人権教育実践交流会（11月）
- ・ その他、教育委員会等が開催する人権に関わる研修会への参加

【保護者や地域・関連諸機関との連携】

- ・ ホームページや学年便りなどによる情報発信・啓発
- ・ 学校協議会やPTA実行委員会への提案・協力体制
- ・ いじめ不登校対策委員会への地域諸団体関連機関の連携強化

(3) 取組内容の検証

- ① 運営に関する計画の取り組みに位置付けるとともに、学校生活アンケート等の結果を通して取り組み内容の検証を行う。
- ② いじめ不登校対策委員会において、検証をもとに次年度の目標設定・取り組み内容を検討する。

7. 重大事案への対処

重大事態（生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある）が発生した場合には、教育委員会に速やかに報告し、教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織（いじめ不登校対策委員会にて検討）を設置する。そして組織を中心として事実関係を明確にするための調査を実施する。調査の結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して事実関係やその他の必要な情報を適切に提供するとともに、学校の設置者に報告する。

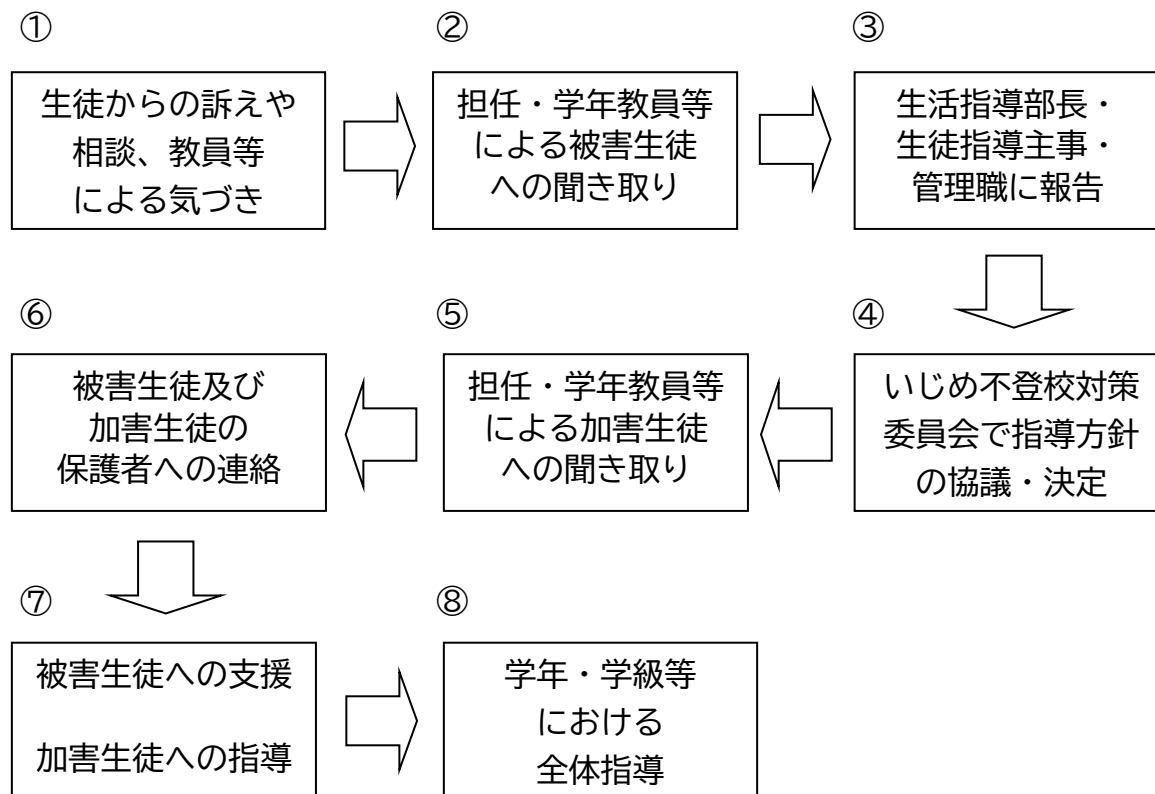
※学校が調査主体の場合

- ① 学校のもとに、重大事態の調査組織を設置
 - ・ 当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
 - ・ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
- ③ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
 - ・ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ④ 調査結果を学校の設置者に報告する。

⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置を講ずる

☆ 学校主体での調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合は、設置者において調査を実施する。

■いじめ事案の発見から対応への基本的な流れ



■対応における留意事項

- ① 聞き取りやアンケート、相談機能等を活用して早期発見に努める。
- ② 複数の教員で聞き取りし、状況を把握する。
- ③ 聞き取った情報を、時系列で整理し報告する。
- ④ 原則として、臨時の「いじめ不登校対策委員会」を開催し、その後の経過は、定例の「いじめ不登校対策委員会」で確認する。
- ⑤ 複数の教員で聞き取りし、事実を確認する。
- ⑥ 事案の詳細並びに今後の指導及び見守り等について説明する。
- ⑦ 学年を中心に支援及び指導体制を整えて、丁寧に対応する。
- ⑧ いじめ防止等について啓発及び人権学習等を実施する。